

「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」
労働環境ワーキンググループ 第10回会議 議事概要

1 日時

令和5年9月13日（水）午後2時から午後3時30分まで

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

3 出席者

16構成団体

（構成団体）

名古屋出入国在留管理局、愛知労働局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、名古屋市、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、外国人技能実習機構名古屋事務所、公益財団法人国際人材協力機構名古屋駐在事務所、愛知県職業能力開発協会、愛知県（順不同）

4 議事

- （1） 技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて
- （2） 在留外国人材の現状と外国人材に関する取組状況等について
- （3） 意見交換

5 主な発言内容

（事務局）

ただいまから「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会」労働環境ワーキンググループの第10回会議を開催いたします。

始めに、労働環境ワーキンググループの事務局である愛知県労働局就業促進課長の澤田からご挨拶申し上げます。

（愛知県就業促進課）

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の労働環境ワーキンググループでございますが、外国人材の労働環境の整備につきまして、情報共有や相互連携を図るということを目的に開催するもので、今回が10回目の会議となります。ご存じのとおり、本年6月に特定技能制度につきまして、2号の対象分野を拡大する方針が閣議決定されております。また、技能実習制度についても、有識者会議のほうで、現行の制度を見直し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設が検討をされております。

本日は、この点につきましても、名古屋出入国在留管理局様からご説明いただけると考

えております。こうした外国人材の受け入れ拡大が進む中、外国人材を取り巻く現在の状況や、皆様が業務を進めている中で感じている課題をこのワーキンググループで共有させていただき、次への取組へとつなげていければと考えております。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

本日は、事務局を含め16団体からご出席をいただいております。

なお、出席者の紹介につきましては、お手元に配付しております出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

議事(1)「技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて」でございます。名古屋出入国在留管理局からご説明をいただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(名古屋出入国在留管理局)

皆様方におかれましては、日頃から出入国管理行政にご理解とご協力を承りまして誠にありがとうございます。私からは、議事(1)「技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて」、有識者会議を中心に説明させていただこうと思います。

本日、議事(1)で使用する資料は、資料1—1と資料1—2になります。

では、始めていきます。

この有識者会議につきましては、現在、出入国在留管理庁において進められております。また、発信できる情報が全て一般公開されているものとなりますので、本日は、本庁のホームページに掲載されている資料からの説明となります。すでに内容をご存じであったり、資料を見たことがあるという方も多くいらっしゃると思いますが、どうぞご容赦ください。

まずは、資料1 ページ目の有識者会議が開催されるに至った経緯からお話していきます。「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について」というお手元の資料で、技能実習制度と特定技能制度は、ともに根拠となる法律が成立した際に、それぞれ一定の期間が経過した後、法律の施行状況を勘案して必要があれば所定の措置を講ずるという検討条項が定められております。技能実習制度については、いわゆる技能実習法の附則、特定技能制度については、いわゆる入管法の附則となっておりますが、これらの規定には検討の時期というものが定められました。技能実習制度については、技能実習法の施行後5年を目途とされておりまして、入管法については、改正入管法の施行後2年を経過した場合とされておりまして、これがそれぞれ検討を行う時期にさしかかったということになるので、政府は外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議におきまして、両制度の検討を行うことにしました。

資料の矢印の下の方になります。

令和4年11月22日、関係閣僚会議のもとに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議が設置されました。この有識者会議においては、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に

対して意見を述べるのが目的とされております。この有識者会議の開催スケジュールについては、次のページに記載されております。

こちらの有識者会議は、昨年11月22日に開催が決定されたのち、12月14日から今年7月31日まで10回にわたって開催されております。5月11日の関係閣僚会議で中間報告が提出されております。中間報告の提出後も、随時会議が開催されており、秋頃には最終報告書が提出される予定とされております。その後、有識者会議からの意見等を踏まえ、両制度の在り方等を関係省庁で議論・協議していくという流れになっております。秋頃ということで、本日ホームページを確認したのですが、まだ提出されたというような情報はありませんでした。いつ頃ですか、というご質問を受けるのですが、いつかといった情報はこちらの方ではわからないこととなっております。それから、技能実習制度と特定技能制度を見直すというような方針となれば、法改正の準備が進められていくと思われま。法改正は、もちろん相応の時間が必要となると思われま。また、有識者会議においては、経過措置についても検討すると言われております。新たな制度が成立して、実際に運用が始まるのはまだ少し先になるかと思われま。有識者会議の議事や資料については、開催後、早い段階で入管庁ホームページに情報が公開されておりますので、よろしければご覧ください。

本日の資料の3ページ目には中間報告書の概要を載せております。

本日資料としてお持ちしたものは、中間報告書の概要ですが、本文についても入管庁のホームページに記載されております。よろしければ、ホームページをご覧ください。こちらの概要には、検討の視点、検討の基本的な考え方、今後の進め方がそれぞれ記載されております。

今回、たくさんお時間をいただきますので、細かいですが、確認しながら読んでいこうと思われま。

まず、検討の視点といたしましては、我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力のある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指すというようになっております。

次に検討の基本的な考え方ですが、まずは1つ目の論点「制度目的と実態を踏まえた制度の在り方」です。

現在の制度ですと、技能実習制度については、人材育成という本来の目的と、人材確保の面においても機能しているという実態に乖離があり、それがさまざまな問題の背景となっていることが指摘されております。

そのため、現行の技能実習制度は廃止して、これまでの人材育成だけではなく、人材確保を目的とした実態に即した制度への抜本的な見直しを検討するとされてい。ま。

なお、中間報告書では、技能実習制度については、廃止という言葉が使用されてい。ま。

すが、この報告書が提出された6月9日の「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定された「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年度改訂版)」においては、廃止という言葉ではなく、発展的解消という言葉が使われております。

また、特定技能制度については、深刻な人手不足に対応するため、引き続き活用する方向で検討し、制度の適正化や新たな制度との関係性、各体制の整備などを引き続き議論するとされております。

2つ目の論点である「外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度(キャリアパス)の構築」では、現在の制度では、技能実習の職種が特定技能の分野と一致していないので、技能実習から特定技能に円滑に移行し、日本に残りたいと希望される方には中長期的に活躍していただけるように、新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討すること、また、両制度の分野やその設定の在り方について、必要性を前提に検討するとされておりました。外国人の方がキャリアアップしつつ、国内で就労し、活躍できるわかりやすい制度とする観点から検討が進められております。

3つ目の論点である「受入れ見込数の設定等の在り方」では、現状では、受入れ見込数の設定のプロセスが不透明との指摘がありますので、新たな制度ではプロセスの透明化を図ることが述べられております。

4つ目の論点である「転籍の在り方」では、現在は技能実習生の転籍は原則不可とされておりますところ、人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置づけることから、制度趣旨と外国人保護の観点から従来よりは緩和するとされております。なお、6月9日に決定された、先ほど申しあげた「総合的対応策」においては、検討の際に受入れ企業等における人材育成に要する期間、来日時のコストや人材育成のコストなどさまざまな観点に留意すると付け加えられております。

5つ目の論点である「管理監督や支援体制の在り方」について、監理団体や登録支援機関、そして技能実習機構の不十分な面を是正し、悪質な送出機関を排除するための取組を強化していくこととされています。同時に優良な団体等にはインセンティブを与える方向で検討されています。

最後の6つ目の論点である「外国人の日本語能力の向上に向けた取組」については、現状、本人の能力や教育水準に定めがないというところを一定水準の日本語能力を確保できるような仕組みを設ける方向で検討するとされております。現在は、この中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論が行われておりました。一番最近ですと第10回会議が7月31日に開催されております。

資料1-2に「最終報告書の取りまとめに向けた論点」と書かれた資料がありますが、これは第10回会議の資料の1つとして公開されているものです。

第1の「新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等」では、新たな制度の位置付け、特定技能制度の位置付け、新たな制度と特定技能制度の関係性が挙げられております。

1(4) 企業単独型技能実習等の取扱いとあります。

技能実習制度には、団体監理型・企業単独型と2通りの受入れタイプがあります。企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合弁会社、取引先企業の職員を受け入れて

技能実習を実施しているものです。もう一つの団体監理型は、事業協同組合や商工会等の非営利の監理団体が技能実習を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施するもので、現在の技能実習生の大半は団体監理型での受け入れとなっております。

第2の「人材育成機能や職種・分野等の在り方」として、

- (1) 新たな制度における人材育成の在り方
- (2) 職種・分野の在り方
- (3) 新たな制度における技能評価の在り方（時期、具体的方策（試験等））
- (4) 技能評価を踏まえた活用方策
- (5) 人材育成機能の担保のためのその他の方策
（処遇等適切かつ効率的な育成のための体制等の整備、職場への定着のインセンティブ付与等）

とあります。

第3の「受入れ見込数の設定等の在り方」として、

- (1) 新たな制度における受入れ見込数の設定の在り方（設定の可否を含む。）
- (2) 両制度における受入れ見込数の設定及び対象分野の設定（人手不足状況、労働市場への影響、人手不足への取組状況の確認、技能評価を含む。）における透明性及び予見可能性のあるプロセスの在り方
（制度の運用上の透明性確保を含む。）とあります。

第4の「転籍の在り方」として、

- (1) 転籍の在り方（具体的方策（要件、時期、回数等））
- (2) 受入れ企業等が負担する来日時のコストや人材育成コストへの対応方策
- (3) 人権侵害や法違反等があった場合の救済の仕組み（事前把握方策等）
- (4) 転籍先を速やかに確保する方策
（公私の機関（業所管省庁、ハローワーク等）の関与の在り方を含む。）

とあります。

第5番の「監理・支援・保護の在り方」として、

- (1) 新たな制度における監理団体の要件（監理・支援・保護の要件の見直し）
- (2) 受入れ企業等の要件（適格性要件の見直し）
- (3) 優良な団体等（受入れ企業等、監理団体）へのインセンティブ付与方策
（事業評価の公表を含む。）
- (4) 悪質な団体等への対応方策
- (5) 外国人技能実習機構の役割に応じた体制の整備等
- (6) 国、自治体、法テラス、弁護士会、NGO等の支援及び相談への関与の在り方
（外国人技能実習機構との連携の在り方を含む。）

とあります。

第6番の「特定技能制度の適正化方策」として、

- (1) 登録支援機関による支援の在り方
（監理・保護機能を追加することの適否や登録制度であることの是非を含む。）
- (2) 優良な登録支援機関へのインセンティブ付与方策（事業評価の公表を含む。）

(3) 悪質な登録支援機関への対応方策

(4) 行政の指導監督体制の在り方

とあります。

第7の「国・自治体の役割」として、

(1) 制度所管省庁の在り方・役割の見直し

(2) 業所管省庁の役割の見直し

(より良い受入れを後押しする役割を担う方向での見直し方策)

(3) 自治体の役割

(外国人が生活者として安心して暮らせるための相談体制を含めた環境整備等)

とあります。

第8の「送出機関及び送出しの在り方」として、

(1) 送出機関の適正化等の在り方

(2) 外国人の来日前の手数料負担を減少させる方策

(3) 国際的なマッチング（職業紹介）機能の適正化方策

(監理団体等の関与の在り方を含む。)

とあります。

第9の「日本語能力の向上方策」として、

(1) 就労開始前の日本語能力担保方策（目的、具体方策（試験、講習等））

(2) 就労開始後の日本語能力向上の仕組み

(目的、具体的方策（インセンティブ付与等）、日本語教育環境の整備）

(3) 関係者の役割分担や負担費用の在り方

とあります。

留意点について、上記の各論点を検討するに当たっては、現行制度から新たな制度に円滑に移行するための経過措置等の在り方についても併せて検討することとされております。

続きまして、特定技能2号の分野拡大についてご説明いたします。

資料1-1の最後のページに「特定技能2号の対象分野追加について」では、6月9日の閣議決定の後、8月31日に省令の改正が行われまして、その省令の改正をもって運用が開始されております。

在留資格「特定技能」は、現在の制度では、特定技能1号と特定技能2号の2つに分かれております。

特定技能1号は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格、特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格となっております。

1号と2号の技能水準の違いをわかりやすく説明した図が、上段の右側「就労が認められる在留資格の技能水準」と書かれた図です。まず一番下に、非専門的・非技術的分野に「技能実習」がきております。その上の専門的・技術的分野に特定技能1号がきております。さらにその上に特定技能2号がきておりまして、2号が熟練した技能を要するものとしてこのような表の書き方になっております。2号の技能水準になりますと、「技術・人

文知識・国際業務」や「技能」といった専門性を有する従来からある在留資格と同じ技能水準をもっている位置付けとなっております。そのほか、1号には在留期間の通算5年の上限があり、2号では在留期間更新の上限はありません。また、1号は家族帯同が基本的には認められませんが、2号は認められるなどの大きな違いがあります。また、2号の場合、永住許可申請の際に在留する年数が通算の在留年数にカウントされるというような違いもあります。1号は永住申請するときに通算の在留年数はカウントされません。このとおり、2号の方がより長く日本に定着して稼働してもらえる在留資格となっております。

2号の対象となる特定産業分野が拡大されたというのが、今回の決定です。その説明は、資料下段にあります。これまで2号の特定産業分野は「建設分野」「造船・船用工業分野（溶接区分のみ）」が対象となっておりますが、今回すでに1号では認められていた9分野の区分が追加されることになりました。これによりまして、特定技能1号の12の特定産業分野のうち現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」以外のすべての分野において特定技能2号の受け入れが可能となりました。また、6月9日の閣議決定において、2号の技能水準を満たしているかは試験と実務経験で確認されるという方向も決定されております。各分野で新たに設けられる試験については、それぞれの分野を所管する省庁において試験実施要領を定めて随時開始する予定です。

このとおり、特定技能2号の分野の拡大の運用が開始されましたが、8月31日の省令改正後の名古屋入管でのおおまかな動きになりますが、2号に関する問い合わせが急に増えた、今までと申請の傾向が大きく変わった、といった変更は今のところはないようです。ただ、各分野で今後2号の試験が開始されていくとまた状況は変わる可能性はあるのではないかと考えております。

以上が、議題（1）の説明となります。

（事務局）

ただいまのご説明に関しまして、何かご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

特に質問もないようですので、議事（2）「在留外国人材の現状と外国人材に関する取組状況等について」に進めさせていただきたいと思っております。

なお、時間の都合もございますので、質問は最後にまとめてお聞きするという形にしたいと思います。

それでは、「在留外国人数及び特定技能制度の運用状況について」、名古屋出入国在留管理局様からよろしくお願いたします。

（名古屋出入国在留管理局）

まずは、資料1－3「在留外国人数及び外国人労働者数の推移」です。

在留外国人数につきましては、令和2年、3年はコロナ禍のため減少しておりますが、令和4年にはコロナ禍前の水準に復活しまして、過去最高の307万5,213人となりました。また、同時にグラフが2つありまして、短い方が外国人労働者数で、長い方が総人口に占める在留外国人の割合になります。いずれも過去最高値を更新しております。

名古屋入管内の自治体の方のお話を聞いておりましても、日本人の人口減を外国人人口で補っているような状況があるということをお話される方もいらっしゃいますので、このような状況が全国各地で見られるのではないかと考えております。

在留外国人の内訳について、次のページの円グラフをご覧ください。

在留資格別について、「永住者」「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」と就労系の在留資格が続いております。在留資格の一つの「特定技能」は、8万3,380人、2.7%と全体としてはまだまだ少ないですけれども、現在在住する特定技能外国人の7.5～8割ほどが「技能実習」からの変更であることを考えると、まだまだ増えていく可能性があると思います。

国籍・地域別について、中国の次にベトナムがきております。全国各地でベトナムの増加が顕著となっております。

1 ページとばしていただいて、特定技能制度の運用状況①になります。特定技能で在留する外国人についてはコロナ禍にあっても右肩上がりが増加しております。実際、名古屋入管でも、特定技能の在留資格を審査する部門がありますが、こちらの方に申請がたくさんきているような状況になります。

特定技能の運用状況②のほうには、県別の特定技能在留外国人数が記載されております。愛知県は全国で1位の在留者数となっております。中段には、産業分野別の在留者数が記載されております。「飲食料品・製造業」はトップです。その次に、「素形材・産業機械・電気・電子情報関連製造業」ということでやはり製造業が多くなっております。

特定技能の運用状況③については、分野別の外国人数の推移が出ております。

特定技能の運用状況④については、都道府県別の在留外国人数の推移が載っております。愛知県は常に1位をキープしているような状況です。

それから1枚めくっていただくと、各都道府県別の特定産業分野別の特定技能1号在留外国人数が載っております。本日はここに載せてはいないのですが、今回分野が拡大になった2号のほうにつきましては、この表と同時期の令和5年6月末時点で、全国12名となっております。そのうち、愛知県には2名がいらっしゃいます。この2名の方を含め全国12名の方全てが建設分野で活躍されております。

以上、当局からの説明となります。

(愛知労働局)

資料2「愛知県内における外国人労働者の現状」について説明させていただきます。

なお、厚生労働省において、資料の公表につきましては、年に1回10月末、全国の数値を集計して公表しております。愛知労働局はこれに合わせて、愛知県の数値公表を行っておりますので、今回ご説明いたします数値は、第9回労働環境ワーキンググループでお話した際と同様のものとなります。ただ、資料についてはプレスリリースした記事を使用させていただきましたが、今回はそれをもとに改めて会議用に作成したものを使用させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。外国人雇用事業所数と外国人労働者数の推移を掲載しています。折れ線グラフで表示させていただいております事業所数で見ますと、令和4年10月

未現在で、愛知県2万3,850事業所で、平成20年から一度も減少することなく、増加し続けています。労働者数をみますと、18万8,691人で、増減の推移としては、平成24年、25年は例年から少し減少はしていますが、26年以降は増加を続けています。令和3年からは6.1%の増加、外国人雇用の届出が義務化された平成19年以降、過去最高値となっています。

次に2ページをご覧ください。グラフのほうに少し齟齬がありまして、数字の方をこれから説明いたしますので、数字を見ながら、ここはそんな感じかというふうに聞いていただければ結構です。

外国人労働者数の国籍別の推移を掲載しています。右上のグラフでいくと平成20年以降、下の数字をグラフに反映させています。過去、ブラジルが1位、中国が2位という状態がずっと続いています。しかし最近、ベトナム、フィリピンが増加しております。令和4年10月末現在では、ベトナムが4万5,807人で1位、ブラジルが4万1,945人で2位、フィリピンが2万8,326人で3位、中国が2万4,662人で4位という状況になっています。最近、ベトナムがかなり急増しているという状態になります。

次に3ページ目をご覧ください。在留資格別の推移を掲載しております。

1位は、永住者や定住者の「身分に基づくもの」で9万651人、全体からみて約48%、愛知県はかなり高いと認識しております。全国と比べて、約半数となっております。「専門的・技術的分野」が3万8,030人で2位、「技能実習」が3万3,471人で3位と続きます。令和3年からみると、令和4年にかけて「専門的・技術的分野」と「技能実習」が逆転をしているということになります。これは、技能実習生が新型コロナウイルス感染症の影響によって、入国制限があったため減少していることと、「専門的・技術的分野」に含まれる特定技能が特に増加しているということが要因だと考えております。

特定技能と技能実習については、ともに愛知県が全国1位となっております。全国状況については11ページ、12ページに掲載しております。また、特定技能は特に増加しており、前年比で179.8%増加して、9,839人となっております。

4ページをご覧ください。在留資格別の国籍別割合を掲載しております。

「身分に基づくもの」はブラジルが1位で46%、フィリピンが2位で24%、「資格外活動（留学）」は、ネパールが1位で33%、ベトナムが2位で31%、「技能実習」は、やはりベトナムが1位で49%、中国が2位で15%となっております。

5ページをご覧ください。国籍別・在留資格別の上位7ヶ国の内訳を掲載しています。

6ページ、7ページについて、事業所の地域別・産業別の数値となります。

6ページをご覧いただくと、2万3,850事業所の内42.5%が名古屋市内の事業所になっています。7ページをご覧いただくと、産業別の多い順は、製造業40.5%でダントツの1位となります。以下、卸小売業、宿泊飲食業、建設業と続いていきます。

8～10ページについては、全国における外国人労働者数の上位都道府県の比較を掲載しています。労働者数について、愛知県は東京都に次いで第2位となっております。

簡単ではありますが、私の説明は以上で終わります。

(外国人技能実習機構)

所属する援助課について少し説明させていただきます。援助課は昨年4月に新設されました。援助課の業務は、技能実習生からの窓口・現場での相談や実習生からの申告を受理して、申告のあった実習先へ指導課の職員と同行して実習生に聞き取りを行い、必要に応じて実習先の変更を行います。その他にも、機構の業務を知っていただくため、各市役所、国際交流協会、警察署、労働基準監督署、安定所にご訪問させていただいており、皆様の関係窓口にもお電話させていただく場合がございますので、そのときには、よろしくお願ひします。

それでは、資料9の1枚目「技能実習制度の現状」をご覧ください。

最近の技能実習生の受け入れ状況についてご説明します。

左上1の技能実習生の数は令和4年度で約32.5万人と前年度より増加しており、名古屋事務所の技能実習計画の申請も直近の8月は約4,500件と申請件数は高い状況で、認定措置までに日数をかなり要しております。

左下2の国籍について、インドネシア、フィリピンが増加傾向にあります。訪問した地方自治体からも最近ではインドネシア、フィリピンが増加しているという話をよく聞くようになりました。

次に技能実習生の現状についてご説明します。技能実習生に技能実習を行いたい理由を令和3年度にアンケート調査した結果、「お金を稼ぎたいから」が73%で最も多く、「技能の向上」が2番目に多く、70%ありました。

資料2枚目「技能実習期間中の問題の有無」をご覧ください。

実習期間中に困ったことについては、年々「困ったことはなかった」の回答が増加し、困ったことがあったとの回答の内容も「家族と離れて寂しい」「残業代が少ない」など法令違反以外の理由も多くを占めています。

資料3枚目「技能実習の効果」をご覧ください。

「帰国後、役に立った」が89%を占め、役に立った内容で最も多かったのが、「取得した技能」で76%でした。帰国後の実習生の事例について、地元企業や日系企業に就職し、その技能を生かして幹部職員になったという話もよく聞きます。また、日本で学んだことを生かして、起業した実習生も一部います。技能実習生に関する報道は、問題のある事案を取り上げることが多くなりますが、機構では3年に一度定期的に実習先を訪問し、実習生との面談を行うと、「社長には優しくしてもらっている」「仕事に関することで特に悩みがない」「楽しく生活している」などの声も多く聞かれます。また、労働基準監督官の実習先への立ち入り検査で約7割違反があったとの報道がありますが、労働基準監督署から技能実習以外の企業も含んだ企業全体の立ち入り検査でも約7割の違反があるそうです。

令和3年度の実習生のアンケート調査で、約95%が雇用契約書どおり賃金が支払われたという回答があり、技能実習で日本にきてよかったという声も数多くあるという事実を知っていただければと思います。現在も実習生への人権侵害、労働環境法令違反は0ではなく、あってはならないことです。今後も皆様と協力し、技能実習制度の適正な運用を図ってまいりたいと思いますので、何かございましたら名古屋事務所までご連絡ください。

私の説明は以上となります。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、「特定技能に係る外国人材の受入れ試験・協議会などの状況」について、国の各機関からご説明いただきたいと思います。

(東海農政局)

資料3をご覧ください。

農林水産省が所管する特定技能分野のうち「農業」「飲食料品製造業」「外食業」分野の在留外国人材の受け入れについて説明したいと思います。

特定技能1号の在留外国人数について、「農業」が2万274人、「飲食料品製造業」が5万1,915人、「外食業」が8,200人となります。特に「飲食料品製造業」の人数につきましては、特定技能1号在留外国人全体の3割強を占めているような状況になっております。

続いて、技能測定試験の実施状況でございます。

特定技能1号「農業分野」について、全国農業会議所が試験を実施しております。全国の4年間の合計値では、国内については、約2万人が試験を受験され、合格者は約1万7,000人となっております。国外については、11カ国で試験が実施され、合計で約2万人の受験者がおり、そのうち約1万8,000人が合格しているという状況でございます。

続いて、今年度の「農業」分野の試験実施状況についてでございます。

国内試験については、全都道府県で実施されており、愛知県では、名古屋、岡崎、豊橋で実施されております。5月～7月の結果に関しましては、ご覧のとおりとなります。国外試験は、10ヶ国で実施されており、受験者が2,439人、合格者が2,150人となっております。

続いて、分野が変わりまして「飲食料品製造業」になります。

こちらについて、試験は外国人食品産業技能評価機構で試験を実施しており、4年間の全国の合計値について、受験者が約5万人、合格者が約3万6,000人となっております。国外については、2ヶ国で試験が実施されており、約8,000人の受験者数に対して、合格者は約5,600人となっております。

2023年の試験実施状況について、国内試験は、年3回実施されており、愛知県については、名古屋市で実施されております。第1回の合格状況はご覧のとおりで、合格率は約66%となっております。国外試験については2ヶ国で実施されており、5月から7月の試験結果については、受験者が2,713人、合格者は1,887人となります。

分野が変わりまして「外食業」分野でございます。

実施主体は先ほどと同様となります。4年間の実施状況ですが、国内の受験者が約4万人、合格者は約2万人となっております。国外については、7ヶ国で試験が実施されている状況でございます。

当年の「外食業」分野の試験実施状況ですが、国内試験については、年3回、愛知県では名古屋市で実施されております。第1回の試験結果はご覧のとおりです。国外の試験は7ヶ国で実施されており、5月から7月の状況については、資料のとおりであり、合格率は8割程度となります。

最後に、令和5年2月の第9回の労働環境ワーキンググループ以降の協議会開催状況でございますが、食品産業特定技能協議会が開催されており、「飲食料品製造業」「外食業」分野で3月と9月に運営委員会が書面という形で開催されました。内容については、特定技能2号の対象分野の拡大や特定技能制度の在り方に関する有識者会議の情報等について共有等が行われたところでございます。

説明は以上になります。

(中部経済産業局)

資料4-1と資料4-2を準備いただいておりますのでご覧ください。前回のワーキンググループ以降の動きということで資料を入れさせていただきました。

資料4-1について、先ほど名古屋出入国在留管理局からお話がありましたが、経済産業省関係では、「素形材」「産業機械」「電気電子情報関連製造業」分野が今回特定技能2号の対象に追加されるということでございます。

2ページ、3ページ目、こちらの説明は重複しますので、省略させていただきます。

4ページ、5ページ目、試験のところでございますが、今中央のほうで検討が進められております。試験日程は、10月中旬～10月下旬、翌年1月下旬～2月上旬ということで、この時期にターゲットをあてて、準備は進められております。

続いて、資料4-2「オンラインセミナー」という題名が書かれた資料をご覧くださいと思います。

6月9日の閣議決定で2号の対象になったこともあり、最新の情報を企業の方々にご説明するというところで経済産業本省主催でオンラインセミナーが開催されております。7月に数回にわたってセミナーを開催しております。オンラインで開催されましたので、愛知県内の企業様にもオンラインで参加いただけるという内容で実施されたものになります。7月5日のプログラムでは、愛知県内の株式会社名友産商が事例紹介ということで、取り上げられました。

本年度は予算を確保してオンラインセミナーを実施したところでございます。8月末に概算要求を発表させていただきましたが、その中でも、関連する概算要求を出ささせていただいております。予算が確保できれば来年度も同様にセミナーを開催できるのではないかと考えております。

簡単ですが、以上になります。

(中部地方整備局)

「建設分野における外国人材の受入れ」ということで資料5をご覧くださいと思います。

1ページ目の資料でございますが、国土交通省のほうのホームページに公開している資料になります。今回、中身の数字が古いデータのままで、現在更新されておりますので、資料1-3の名古屋出入国在留管理局様の資料に最新の数値が載っていましたので、そちらを引用させていただきました。説明いたします。

2ページ目の上の四角で囲っている部分ですけども、この中の4つ目の丸、特定技能外

国人の人数が書いてあります。人数が増加中ということで、2023年6月末現在で1万8,429人となっております。その下の丸、2号特定技能外国人の人数ですけれども、こちらのほうは2022年4月に初めて運営されて以降、現在12人の方が2号特定技能外国人として認定されております。

次に、3ページ目でございます。

業務区分の整理ということで、昨年8月30日に改正されまして、区分が右下のほうに書いてあります3つの区分に統一されました。これによりまして、これまで技能実習でしか適応されなかった業種以外でも特定技能では、同じ区分であれば技能実習を経験しない業種でも作業できるといった柔軟な対応ができるというふうになっております。

次に、中部管内の特定技能の認定状況ということで、紹介させていただきたいと思っております。

中部管内では、おおむね全国の15%強という数を認定しております。6月末の時点で、約1,400社、累計約3,900人の認定をしております。中部管内の中でも、愛知県は特に多くありまして、全体の6割程度となっております。6月末の時点で約2,300人の受入れ予定者を認定しております。中部管内での申請件数は年々増加しておりまして、今年度の状況におきましても、4月末から7月末の4ヶ月間で昨年度の年間申請数の半分に達しております。こういった増加している状況が今後も続いていくと見込んでおります。増加する申請数に対応するために、審査体制の人数を増やして強化しておりますが、なかなか認定が追い付いていないという状況になっております。現在申請されてから審査に着手して、さらに認定に至るまでには、相当な時間を要している状態となっております。

私のほうからは以上となります。

(中部運輸局)

資料のほうは特段用意してはおりません。

皆様方のお話と少し違うのは、国籍が昨年度まではベトナムが圧倒的に多かったところが、今年度はフィリピンが逆転現象になっているところでございます。

まずは、最近の特徴でございます。

名古屋出入国在留管理局の方からお話がありまして、8月31日に12分野の2号特定技能ができるということで、私ども本省のほうからは特段、地方局での作業はないと聞いておりますが、1つだけ情報があります。

2号に適した技能を有するのは2級の整備士を有する者ということが国土交通省の告示のほうで掲げられております。もちろん2級相当の評価試験につきましても、今後行われていきますが、そちらのほうはまだ追い付いていないというところでございます。明確になっているところは、2級整備士、2級検定で合格した者は2号として認められるというところの情報が出ております。

以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは続きまして、外国人材の取組状況や相談窓口の状況

につきまして、その他各団体の皆様から一言ずつお話いただきたいと思います。

(名古屋市)

資料6—1をご覧ください。留学生を対象としたイベントを実施しますので、紹介をさせていただきます。

まず、10月17日に開催されるトークカフェでは、名古屋で働く外国人先輩社員と交流することによって名古屋の企業の魅力を知って、今後の仕事探しの選択肢を増やしていただくという趣旨のものでございます。コーヒーを飲みながら気軽に名古屋で働く先輩社員とお話をするのができるものとなっております。

続きまして、資料6—2でございます。

11月8日～10日に開催されるメッセナゴヤ企業との交流ツアーを実施します。こちらは最大級のビジネス展示会であるメッセなごやにおいて日本の企業担当者と留学生が直接接することができるイベントでございます。企業担当者から直接話を聞けるといったようなイベントになっております。

以上でございます。

(愛知県商工会連合会)

県内の商工会地域におけます状況でございます。

最近、県の商工会エリアにおきまして、人手不足、少子高齢化、人口減少が影響しまして、特に人材不足が顕著な問題となっている状況でございます。こうした中で中山間部におきましては、建設業が中心の基盤となっておりますが、その建設業で外国人の雇用を検討する状況でございます。県内の商工会におきましては、実習生の監理団体として業務を実施しているところですが、山間部の方もそういった状況になってきたことを把握しているところでございます。

以上でございます。

(中部経済連合会)

私は、「企業と留学生との交流会」について説明させていただきます。

資料7をご覧ください。

私ども一昨年に留学生と企業の双方にアンケートを行いまして、高度外国人材の活躍に関する報告書を取りまとめました。結論といたしましては、企業も外国人留学生もそれぞれ相手の理解が十分ではないということがわかりまして、それに基づき、昨年度から交流会を開催したというところでございます。交流会につきましては、外国人留学生の就職支援を行っている一般社団法人グローバル愛知、それから名古屋大学と昨年度1回ずつ、それから今年度も既に1回ずつ共催で行いました。資料の表は案内募集で、裏は開催結果をまとめたものです。

私どもは、この活動に引き続き取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

(愛知県経営者協会)

資料8—1についてご説明させていただきます。

働く方々を多く受け入れている企業の経営者団体の1つとして、もちろん受け入れる労働者の労働環境整備に努めるということは会員を含めた多くの企業で取組むものの1つとなりますが、私どもとしては、こういったご本人だけでなく、この地域においては特にご家族と一緒に暮らしておられる外国の方が大変多くいらっしゃるということで、そういった方々の特に児童生徒の皆さんのサポートを進めさせていただいております。愛知県、愛知県国際交流協会、中部経済連合会、そして名古屋商工会議所と連携させていただいております。

特に学校の放課後以降、お子さんたちの過ごす場所である地域日本語教室のお手伝いをするということで進めております。多くの教室は、地域の方々が小さなグループで立ち上げられて、受け入れをされているということが始まりになっているところが多いです。高齢化が進んでいたり、人手が足りないということがあります。そういった中で、企業側として何かお手伝いできないかといったところで、ボランティアを企業から募りまして、お子さんを見る方々、また教室の運営そのものをお助けするスタッフが必要になるということがわかってきました。

そういった(地域日本語教室の)方々と企業側のボランティアを募集して、マッチングするというイベントをこの9月10日にも開催させていただいたところでございます。昨年度も実はこうした形のイベントを2回行っております。今年度も行った結果、今この地域では、西三河それから尾張地域中心に10数社から80名近いボランティアの方に出させていただいて、既に教室のお手伝いを始めているという状況でございます。

引き続き、こういった家族の環境整備といったところにも、目を配りながら進めてまいりたいと思います。

以上になります。

(愛知県中小企業団体中央会)

資料はございませんけども、外国人技能実習生の受け入れの母体となる監理団体の設立状況についてお話させていただきます。

本団体は中小企業者で組織された事業協同組合等を会員としておりまして、設立からできた後の運営の指導、解散までの手続きをさせていただいている団体で、会員数は3月末で1,150会員でございます。そのうち、一部、実施していない・休止している会員もございますけど、348会員が年間に外国人技能実習生事業を実施しております。かなりの割合を占めているところでございます。

現在、有識者会議が開催されておりまして、設立相談については例年に比べ若干少なくなっただけではありますが、また新たに事業協同組合を設立して、外国人技能実習生の受け入れを行いたいという相談も依然ございます。昨年度、令和4年度の実績を紹介させていただきますと、新規の設立組合が26組合ございました。そのうち、外国人技能実習生の受け入れを目的とするものは、21組合で8割を超えております。また、外国人技能実習制度の他にも、特定技能の外国人の支援業務をしたいという組合も、21組合のうち6組合あったと

ころでございます。令和5年度につきましては、現在、外国人の技能実習生の受け入れ目的の組合は5組あります。秋口に結果が出るというところで、様子見の状況であるかと思っております。

説明のほうはこれで終わらせていただきます。

(日本労働組合総連合会愛知県連合会)

資料のほうは用意してございませんが、連合愛知では、平日の10時から17時まで日本の方とか外国の方とか関係なしに無料の労働相談を電話で受付をしております。平均して年間1,000件くらいの労働相談を受けておりますが、外国の方のご相談というのが、数年前までは十数件あったのですが、この1年は5件ということで、外国の方からのご相談は減っています。

2つ理由があると思います。1つは連合愛知として外国の方のご相談も受けますというPRが足りていないことが1つと、多言語でご相談にのっていただける機関が非常に愛知県内も増えてきたということで、そちらのほうにご相談が集中しているのではないかなというふうに考えております。

連合愛知からは以上です。

(国際人材協力機構名古屋駐在事務所)

通称、JITCOと呼ばれている事務所でございます。

基本的に、外国人材の支援と、技能実習制度に関しまして養成講習機関として講習を実施しております。ここ直近の取組について、ご案内させていただきたいと思います。

資料のほうはお配りしておりませんが、まずは10月6日に毎年、JITCO交流大会というものを東京で実施させていただいております。今年度に関しましては、出入国在留管理庁政策課長様から制度の見直しについてのご講演と日本繊維産業連盟様に、最近割とよく聞かれますが、ビジネスと人権に関しての講演をしていただくということになっています。

その他、毎年恒例でございますけれども、日本語作文コンクールの授賞式をさせていただいております。最近やはり介護関係職種の方の受賞が非常に多くなっております。入国の段階で日本語レベルが少し高いということがあります。非常に介護の方が多いのですが、ただそれ以外の職産業の方も頑張ってお話を書いていただいておりますので、非常に感動できる式典になっております。

最近特に力を入れている取組としましては、先ほどいろいろな機関からお話がありましたが、やはりベトナムが少し伸び悩みしてきました。JITCOのほうでは、送出国とさまざまな協議をさせていただいております。ベトナムの次はどこがいいのかというご相談が結構多くございます。ミャンマーかインドネシアかフィリピンかというところから始まっておりますが、ここ最近顕著なのがやはりインドネシアになっております。インドネシアは人口も多く、日本語の習得もかなり高いということでございます。昔あった宗教のハードルも少し変わってきているようです。インドネシアをたまにご訪問する団体様に聞きますと来年くらいまでの間に受け入れ人数がベトナムからインドネシアに逆転していくのではないかと、そのような話も聞いております。ただ、かなり多くの監理団体様が今、インド

ネシアに目が向いておりますので、10年くらい前のベトナムのようにまたすごく人材競争が激しくなってくるという現状もございます。やはりインドネシアが増えてきているということで、最近、インドネシア人のいろいろなトラブルもだんだん耳にするようになってきていると思います。

さらにJITCOは、その先として、南アジア、特にインドに関してご紹介しています。10月31日大阪、11月2日東京でございますけれども、インド送出国政府とタイアップし、ビジネスマッチングとしまして、インドの送出国機関と監理団体様との接点の機会を設けることとしています。

その他、正式な公表はないですが、現状、バングラデシュ、あとは7月28日にウズベキスタンの副首相様がJITCOのほうにご訪問いただいております、ウズベキスタン関係でも何かイベントができないかということで準備させていただいております。

また、人手不足等々、送出国のなかなか人材が集まりづらい、中国然り、ベトナム然りということで、多様化が進んでいくと思いますので、JITCOとしても積極的にご支援させていただこうと思います。

以上でございます。

(愛知県職業能力開発協会)

私どもは技能実習生を対象とした技能検定試験を実施している団体でございます。最近の受検者数の推移についてご説明させていただきます。

資料10をご覧ください。なお、時間に限りがございますので、私どもの事業運営にとっても影響が大きい「基礎級」とそれから「随時3級」のみご説明いたしますので、ご了承ください。

ではまず資料の最上段の「基礎級」をご覧ください。

技能実習1号を修了する前に受検する試験でございます。

令和4年度の4月から7月ですが、わずか4人でございます。令和3年2月から1年に及びました入国制限の影響を受けて受検者は皆無に等しくなったものです。その後の8月から3月は6,621人と著しく増えました。これは令和4年3月の入国再開を受けてのことです。受検者が増え始めたのは、10月からのことでしたので、6ヵ月間で約6,600人の試験を実施いたしました。今年度、令和5年度の4月から7月は2,625人で、月平均約650人の試験を実施いたしました。入国再開直後は大変多くの方が入国しましたが、数ヶ月後には入国者数が平準化しましたので、令和5年度はこの平準化した時期に入国された方の試験を実施しております。今年度の後半でございますが、このまま平準的に推移していくものと見込んでおりますが、入国される方が少しずつ増えてきているようですので、年明けの試験から若干増加も期待しているところでございます。

次に2段目の表「随時3級」をご覧ください。

技能実習2号を修了する前に受検する試験です。

令和4年度の4月から7月は、3,951人で月平均約1,000人でしたが、8月から3月は2,857人で月平均約350人と大きく減りました。この現象はコロナが流行し、最初に実施された3ヵ月ほどの入国制限の影響を受けたもので、月を経るごとに受検者数は半減

を繰り返しました。転じて、令和5年度の4月から7月は1,406人で月を経るごとに受検者数は倍増し、この7月は約600人の試験を実施しました。増加に転じたのは令和2年8月から半年ほど一時的に入国制限が解除されたことによるものでございます。しかしながら、令和5年度の後半ですが、令和3年2月から1年に及んだ入国制限の影響を受けるため、再び減少に転じ、この冬には受検者は皆無に等しくなると見込んでいるところでございます。

私からの説明は以上となります。

(愛知県就業促進課)

私からは、就業促進課で行っております相談窓口の実施状況と昨年度から始めました企業への伴走型支援を行っておりますので、ご紹介させていただきます。

資料11—1に簡単な表が1枚あります。

定住外国人の雇用促進ということで、昨年度に引き続いて、企業向けの雇用相談と定住外国人向けの就職相談、この2つをあわせて行うという窓口を1つ持っております。

今年度の相談件数を8月末で整理しております。括弧の中が昨年度の同月でございます。企業向けが71件、昨年度は55件でして、29%の増加、外国人の方からの相談は50件、昨年度は31件でしたので、61%増という形でございます。

企業さんからの主な相談内容は、外国人の受入環境の整備に関して今後どうしたらよいか、雇用するときこういう点はどうしたらよいか、といった実務的な相談となります。また、マッチングを一部実施しておりますので、外国人求職者を紹介してほしいというような内容が多いです。

一方、外国人からの相談につきましては、仕事を紹介してほしいといった相談がほとんどで、その他にも、履歴書の書き方・職務経歴書の書き方がわからないというような相談が多かったという状況でございます。

今後、相談窓口の運営をしていきまして、雇用意思のある企業さんと求職中の外国人の方とマッチングを進めていきたいと思っております。

それから、伴走型支援実施企業とございまして、それほど大きな企業ではないですが、採用から就職、定着までフォローしていきます。

大変就職率が高くなっており、今年度は7社となっております。近日中に伴走型支援企業に就職を希望する定住外国人を募集いたしますので、周知のほうにご協力いただければと思っております。

資料11—2に企業向けの相談窓口のちらしを載せております。資料11—3は、外国人向けの同じ相談窓口、資料11—4は、企業を募集した際の伴走型支援の告知のちらしです。企業側はもう決まっております、参加者の募集はこれから実施してまいりますので、ぜひ周知にご協力いただければと考えております。

以上です。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、皆様のご説明に関して、ご質問等がございました

ら、挙手をお願いします。

それでは、特に質問がございませんようですので、続きまして議事（3）意見交換に移りたいと思います。

意見交換のテーマは、「特定技能制度等の見直しを踏まえた外国人材の活用に向けた取組について」ということで、テーマを設定させていただきました。テーマ設定の趣旨ですが、本日名古屋出入国在留管理局からご説明がありましたとおり、特定技能・技能実習制度見直しの中で、特定技能2号の対象分野が拡大されるという方向になっております。これによりまして、今後、より長く日本で働くことができる外国人の方が増加すると考えられますが、こうした外国人の方に活躍していただくための取組について皆様にご意見を伺えればと思います。

意見交換にあたりまして、事前に皆様にお伺いした外国人材の活用に向けた取組状況について、資料12にまとめさせていただきましたので、そちらの方も参考にさせていただければと思います。

それでは、皆様の方からご意見等ございましたら、挙手をお願いいたします。

特にご意見がないようですので、皆様に本日お配りした資料をまたご覧いただき、何かございましたらご意見等をいただければと思います。

これで意見交換を終わりにしたいと思います。

議事はここまですりませんが、他に皆様からご質問がございましたら、時間を設けさせていただきますたいと思います。

何かございましたら、挙手をお願いします。

（事務局）

事務局から大変恐縮ですけれども、先日、特定技能の対象にタクシーなどの運転手、外国人運転手を自動車運送業になるかと思いますが、今年度中にも追加する方向で検討がされているというような記事を見ました。これについて、もしこの場でお話いただけるようなことがありましたらご発言いただきたいと思います。

（中部運輸局）

私どももネット上のニュースで今日知ったばかりでございます。どうなるかというのは見守りつつになるかと思っておりますので、こういった場でお答えすることは何もないというのが現状でございます。

参考までにタクシー、バス、トラック、事業用の運転手の許可については、中部運輸局の自動車交通部のほうで行っておりますが、どこが特定技能として入国の管理をするのかは、まだ何もわからない状況でございます。期限が確か決まっていたような、目途が出てたような気がしますので、おそらく国土交通省のほうから告示されるのではないかなという現状でございます。

(事務局)

もし何かあればなと思ってお伺いしました。ありがとうございました。

他はよろしかったでしょうか。本日は皆様から情報提供いただきましてありがとうございました。次回のワーキンググループにつきまして、来年1月～2月頃の開催となりますので、よろしくお願ひします。また、本日皆様からいただいたご発言を踏まえまして相互連携の取組を進めてまいりたいと思ひますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

それではこれもちまして、会議を終了させていただきます。本日は、お忙しい中どうもありがとうございました。